

尾張旭市電気自動車充電設備使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車充電設備（充電器及び充電のための駐車スペースのほか、充電に係る設備一式を含む。以下「充電設備」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 充電設備の設置場所は、次のとおりとする。

尾張旭市東大道町原田2600番地1 尾張旭市役所駐車場

(使用時間)

第3条 充電設備の使用時間は、別表のとおりとする。

(使用手続)

第4条 充電設備を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、充電設備を使用する前に、電気自動車充電設備使用届出書（別記様式）を市長に提出するとともに、運転免許証を提示しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは運転免許証の番号を控えた上で、使用者に充電設備の鍵を貸与するものとする。

3 使用者は、充電終了後速やかに貸与された鍵を返却しなければならない。

(使用の対価)

第5条 充電設備の使用の対価は、無償とする。

(対象車両)

第6条 充電器を利用して充電できる車両は、有効な自動車検査証を備えた電気自動車とする。

(遵守事項)

第7条 尾張旭市役所駐車場を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 充電のための駐車スペースを第4条に規定する使用手続を行わずに駐車場として使用しないこと。
- (2) 第4条に規定する使用手続を行わずに充電設備を操作しないこと。
- (3) 充電完了後に、充電のための駐車スペースに駐車し続けないこと。
- (4) 施設又は設備を損傷するおそれがある行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市職員の指示に反する行為をしないこと。

(損害賠償)

第8条 尾張旭市役所駐車場を使用する者は、故意又は過失によって充電設備を毀損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第9条 充電設備の利用によって生じた損害については、市長はその責を負わない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

充電設備	使用時間
200V 普通充電器	市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで （受付は午後4時まで。1回の使用時間は最長1時間とする。）

別記様式（第 4 条関係）

尾張旭市長 殿

電気自動車充電設備使用届出書

※太枠内を記入してください。

使用日	年 月 日	
フリガナ		
使用者氏名		
使用者住所		
自動車登録番号 (ナンバープレート)		
緊急連絡先	※時間内に戻られない場合や緊急時に連絡させていただきます。	
使用時間	時 分 ～ 時 分 ※使用時間は最大 1 時間	
運転免許証確認	☐ 済	※本人確認のため提示してください。
備考		

- ※ 充電完了後は、充電のための駐車スペースに駐車し続けしないでください。
- ※ その他、使用に関しては職員の指示に従ってください。